

河内長野市特定非営利活動促進法施行細則

平成22年9月28日

規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府特定非営利活動促進法施行条例（平成10年大阪府条例第43号。以下「府条例」という。）に定めるもののほか、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証の申請)

第2条 法第10条第1項の申請書は、特定非営利活動法人設立認証申請書（様式第1号）とする。

2 府条例第3条第1項第3号の規則で定める事項は、設立の認証を受けようとする特定非営利活動法人が法第11条第1項第4号のその他の事務所を設置する場合にあつては、その事務所の所在地とする。

3 法第10条第4項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による補正は、補正書（様式第2号）に補正後の申請書又は添付書類を添えて提出することにより行わなければならない。

(登記の完了の届出)

第3条 法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、特定非営利活動法人設立・合併登記完了届出書（様式第3号）を提出することにより行わなければならない。

(役員の変更等の届出)

第4条 法第23条第1項の規定による届出は、特定非営利活動法人役員変更等届出書（様式第4号）を提出することにより行わなければならない。

(定款の変更の認証の申請)

第5条 法第25条第4項の申請書は、特定非営利活動法人定款変更認証申請書（様式第5号）とする。

(定款の変更の届出)

第6条 府条例第4条第2項の届出書は、特定非営利活動法人定款変更届出書（様式第6号）とする。

(事業報告書の作成)

第7条 府条例第6条第3号の規則で定める事項は、法第5条第1項に規定するその他の事業を行う場合にあつては、当該事業の実施状況とする。

(事業報告書等の公開)

第8条 府条例第8条第1項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 府条例第8条第1項第1号に該当する場合 法第10条第1項第1号（法第34条第5項において準用する場合を含む。）に掲げる定款及び法第13条第2項（法第39条第2項において準用する場合を含む。）の登記事項証明書の写し

(2) 府条例第8条第1項第2号に該当する場合 法第25条第7項の登記事項証明書の写し

2 府条例第8条第2項の請求書は、閲覧等請求書（様式第7号）とする。

3 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、自治安全部自治協働課執務室で、執務時間中に行わなければならない。

4 前項の閲覧又は謄写をするものは、当該閲覧又は謄写に係る書類を丁寧に扱うこととし、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

5 市長は、前項の規定に違反するものに対し、第3項の閲覧又は謄写を中止させ、又は禁止することがある。

(解散の認定の申請)

第9条 法第31条第2項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第3項の書面を添付した特定非営利活動法人解散認定申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

(解散の届出)

第10条 法第31条第4項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人解散届出書（様式第9号）を提出することにより行わなければならない。

（残余財産の譲渡の認証の申請）

第11条 法第32条第2項の認証を得ようとする清算人は、特定非営利活動法人残余財産譲渡認証申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（合併の認証の申請）

第12条 法第34条第4項の申請書は、特定非営利活動法人合併認証申請書（様式第11号）とする。

2 府条例第9条第1項第3号の規則で定める事項は、合併後存続し、又は合併により設立する特定非営利活動法人が法第11条第1項第4号のその他の事務所を設置する場合にあっては、その事務所の所在地とする。

（清算人の就職の届出）

第13条 法第31条の8の規定による届出は、当該届出に係る清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人清算人就職届出書（様式第12号）を提出することにより行わなければならない。

（清算結了の届出）

第14条 法第32条の3の規定による届出は、当該届出に係る特定非営利活動法人の清算結了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付した特定非営利活動法人清算結了届出書（様式第13号）を提出することにより行わなければならない。

（身分証明書）

第15条 法第41条第3項の証明書は、身分証明書（様式第14号）とする。

（電子情報処理組織による申請等）

第16条 法第29条に規定する場合における当該提出は、河内長野市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成16年河内長野市規則第24号）第3条の規定の例により行わなければならない。

（電磁的記録による備置きの方法）

第17条 府条例第18条の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- (1) 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じて一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより備え置く方法
 - (2) 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取って作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより備え置く方法
- 2 前項に規定する方法による府条例第18条に規定する電磁的記録の備置きを行うに当たっては、必要に応じ当該電磁的記録に記録された事項を、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、又は書面に出力することができるようにしなければならない。

（電磁的記録による作成の方法）

第18条 府条例第20条の規則で定める方法は、特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法とする。

（電磁的記録による閲覧の方法）

第19条 府条例第22条の規則で定める方法は、同条に規定する事項を特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法とする。

（書類の提出部数等）

第20条 次の各号に掲げる書類の提出部数は、それぞれ当該各号に定める部数とする。

- (1) 法第10条第1項（法第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により添付する法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類（第2条第3項の規定により添付する補正後のものを含

- む。) 正本1部及び副本1部
- (2) 法第23条第1項の規定により添付する変更後の役員名簿 正本1部及び副本1部
- (3) 法第25条第4項及び第6項の規定により添付する変更後の定款（第2条第3項の規定により添付する補正後のものを含む。） 正本1部及び副本1部
- (4) 法第25条第4項後段の規定により添付する事業計画書及び活動予算書（第2条第3項の規定により添付する補正後のものを含む。） 正本1部及び副本1部
- (5) 法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イに掲げる書類（第2条第3項の規定により添付する補正後のものを含む。） 正本1部及び副本1部
- (6) 法第29条第1項の規定により提出する事業報告書等 正本1部及び副本1部
- (7) 第8条第1項第1号の規定により提出する定款 正本1部及び副本1部
- 2 法、府条例及びこの規則に規定する書類（第15条の身分証明書を除く。）の用紙の大きさは、日本産業規格に定められたA列4番としなければならない。ただし、官公署が発給した文書については、この限りでない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に大阪府特定非営利活動促進法施行細則（平成10年大阪府規則第91号）の様式により提出されている申請書は、この規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

附 則（平成24年3月30日規則第22号）

（施行規則）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の河内長野市特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の河内長野市特定非営利活動促進法施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則（平成26年3月31日規則第15号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日規則第69号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第32号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規則第15号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第15号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

（適用範囲）

第一条 別表の名称の欄に掲げる法人（以下「組合等」という。）の登記については、他の法令に別段の定めがある場合を除くほか、この政令の定めるところによる。

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。

3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から三月以内にすれば足りる。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第四条 組合等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

（職務執行停止の仮処分等の登記）

第五条 組合等を代表する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（代理人の登記）

第六条 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する参事その他の代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所並びに代理人を置いた事務所を登記しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができるものが、当該代理人を選任したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、代理人の氏名及び住所、代理人を置いた事務所並びに代理権の範囲を登記しなければならない。

3 前二項の規定により登記した事項に変更が生じ、又はこれらの項の代理人の代理権が消滅したときは、二週間以内に、その登記をしなければならない。

（解散の登記）

第七条 組合等が解散したときは、合併、破産手続開始の決定及び第八条第二項に規定する承継があつたことによる解散の場合を除き、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(継続の登記)

第七条の二 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により継続することができるものが、継続したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、継続の登記をしなければならない。

(合併等の登記)

第八条 組合等が合併をするときは、合併の認可その他合併に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する組合等については解散の登記をし、合併後存続する組合等については変更の登記をし、合併により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定は、組合等が承継（組合等を会員とする他の組合等（以下この項において「連合会」という。）において、会員が一人になった連合会の会員たる組合等が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により当該連合会の権利義務を承継することをいう。第十四条第二項において同じ。）をする場合について準用する。

(分割の登記)

第八条の二 組合等が分割をするときは、分割の認可その他分割に必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、分割をする組合等及び当該組合等がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を当該組合等から承継する他の組合等（第二十一条の二において「吸収分割承継組合等」という。）については変更の登記をし、分割により設立する組合等については設立の登記をしなければならない。

(移行等の登記)

第九条 組合等が種類を異にする組合等となるときは、定款又は寄附行為の変更の認可その他必要な手続が終了した日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、新たに登記すべきこととなった事項を登記し、登記を要しないこととなった事項の登記を抹消しなければならない。

(清算終了の登記)

第十条 組合等の清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

第十一条から第十三条まで 削除

(登記の嘱託)

第十四条 次に掲げる訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

一 組合等の設立の無効の訴え

二 組合等の出資一口の金額の減少の無効の訴え

三 組合等の創立総会、総会、総代会、会員総会、議員総会又は常議員会の決議した事項についての登記があつた場合におけるこれらの決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴え

2 組合等の合併（承継を含む。以下この項及び第二十条において同じ。）の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、各組合等の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に、合併後存続する組合等については変更の登記を嘱託し、合併により消滅する組合等については回復の登記を嘱託し、合併により設立する組合等については解散の登記を嘱託しなければならない。

3 官庁が別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により組合等に対し事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を公告した場合において、当該組合等が当該届出をしないことにより当該法律の規定により解散したものとみなされたときは、当該官庁は、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所に解散の登記を嘱託しなければならない。

4 官庁は、組合等を代表する者の解任又は組合等の解散を命ずる処分をしたときは、遅滞なく、その主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(登記簿)

第十五条 登記所に、組合等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第十六条 設立の登記は、組合等を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款又は寄附行為及び組合等を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

3 第二条第二項第六号に掲げる事項を登記すべき組合等の設立の登記の申請書には、その事項を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第十七条 第二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、その事項の変更を証する書面を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要する旨の規定があるものの出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律中に、出資一口の金額の減少をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告（公告の方法のうち、電磁的方法（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三十四号に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）によつてすることができる旨の規定があるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(代理人の登記の申請)

第十八条 第六条第一項の登記の申請書には、代理人の選任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六条第二項の登記の申請書には、代理人の選任及び代理権の範囲を証する書面を添付しなければならない。

3 第六条第三項の登記の申請書には、登記事項の変更又は代理権の消滅を証する書面を添付しなければならない。ただし、代理人の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

(解散の登記の申請)

第十九条 第七条の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(継続の登記の申請)

第十九条の二 継続の登記の申請書には、組合等が継続したことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

第二十条 合併による変更の登記の申請書には、合併により消滅する組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

2 組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をすることを要するものの合併による変更の登記の申請書には、その公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により合併をする場合には、同項の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同項の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による設立の登記の申請)

第二十一条 合併による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項並びに前条に規定する書面を添付しなければならない。

(分割による変更の登記の申請)

第二十一条の二 吸収分割承継組合等がする吸収分割による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一 分割をする組合等（当該登記所の管轄区域内にその主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

二 債権者に対し異議があれば異議を述べるべき旨の公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

（分割による設立の登記の申請）

第二十一条の三 分割による設立の登記の申請書には、第十六条第二項及び第三項に規定する書面並びに前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合等のうち、別表の根拠法の欄に掲げる法律の規定により分割をする場合には、前条第二号の公告を官報のほか定款に定めた時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてすることができるものがこれらの方法による公告をしたときは、同項の登記の申請書には、同号の公告及び催告をしたことを証する書面に代えて、これらの方法による公告をしたことを証する書面を添付しなければならない。

（移行等の登記の申請）

第二十二条 第九条の登記の申請書には、同条に規定する手続がされたことを証する書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第二十三条 清算終了の登記の申請書には、清算が終了したことを証する書面を添付しなければならない。

（登記の期間の計算）

第二十四条 登記すべき事項であつて官庁の認可を要するものについては、その認可書の到達した時から登記の期間を起算する。

（商業登記法の準用）

第二十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第十九条の三まで、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第百三十二条から第百三十七条まで及び第百三十九条から第百四十八条までの規定は組合等の登記について、同法第七十九条、第八十二条及び第八十三条の規定は組合等の登記（第二十八条第六項の登記を除く。）について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「訴え又は官庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は官庁」と、同法第七十九条中「吸収合併による」とあるのは「吸収合併若しくは組合等登記令第八条第二項に規定する承継（以下「承継」という。）による」と、「合併を」とあるのは「合併又は承継を」と、「吸収合併により」とあるのは「吸収合併若しくは承継により」と、同法第八十二条第一項中「合併による」とあるのは「合併又は承継による」と、「吸収合併後」とあるのは「吸収合併若しくは承継後」と、同法第八十三条第二項中「吸収合併に」とあるのは「吸収合併若しくは承継に」と読み替えるものとする。

第二十六条 ― 第三十二条 （略）

別表（第一条、第二条、第六条、第七条の二、第八条、第十四条、第十七条、第十八条の三関係）

名称	根拠法	登記事項
特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）	代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときは、その定め

【参考】組合等登記令第二十五条関係）

商業登記法（昭和三十八年法律第百二十号）（抄）

第十九条 官庁の許可を要する事項の登記を申請するには、申請書に官庁の許可書又はその認証がある謄本を添付しなければならない。

問い合わせ先

◎ 都道府県の問い合わせ窓口

都道府県	担当部署	電話番号	所在地
北海道	環境生活部 くらし安全局道民生活課	011-204-5095	札幌市中央区北3条西6丁目
青森県	環境生活部 県民生活文化課 文化・NPO 活動支援グループ	017-734-9207	青森市長島一丁目1-1
岩手県	環境生活部 若者女性協働推進課	019-629-5199	盛岡市内丸10番1号
宮城県	環境生活部 共同参画社会推進課	022-211-2576	仙台市青葉区本町三丁目8番1号
秋田県	あきた未来創造部 地域づくり推進課	018-860-1245	秋田市山王四丁目1番1号
山形県	観光文化スポーツ部 県民文化スポーツ課	023-630-2122	山形市松波二丁目8番1号
福島県	企画調整部 文化スポーツ局 文化振興課	024-521-7179	福島市杉妻町2番16号
茨城県	生活環境部 女性活躍・県民協働課	029-301-2175	水戸市笠原町978番6
栃木県	県民生活部 県民文化課 県民協働推進室	028-623-3422	宇都宮市塙田1丁目1番20号
群馬県	生活文化スポーツ部 県民生活課	027-226-2291	前橋市大手町一丁目1番1号
埼玉県	県民生活部 共助社会づくり課	048-830-2823	さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
千葉県	環境生活部 県民生活・文化課	043-223-4137	千葉市中央区市場町1番1号
東京都	生活文化局 都民生活部 管理法人課	03-5388-3095	新宿区西新宿2丁目8番1号
神奈川県	政策局政策部NPO協働推進課 (NPO法人担当)	045-312-1121(代) 2865(内線)	横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター8階
新潟県	県民生活・環境部 県民生活課	025-280-5134	新潟市中央区新光町4番地1
富山県	総合政策局 少子化対策・県民活躍課	076-444-9012	富山市新総曲輪1番7号
石川県	県民文化スポーツ部 県民交流課 (石川県NPO活動支援センター)	076-223-9558	金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ7階
福井県	地域戦略部 県民活躍課 (ふくい県民活動・ボランティアセンター)	0776-29-2522	福井市手寄一丁目4番1号 AOSSA7階
山梨県	県民生活部 県民生活・男女参画課	055-223-1351	甲府市丸の内1丁目6-1
長野県	企画部 県民協働課	026-235-7189	長野市大字南長野字幅下692-2
岐阜県	環境生活部 環境生活課	058-272-8203	岐阜市数田南2丁目1番1号
静岡県	くらし・環境部 県民生活局 県民生活課	054-221-3726	静岡市葵区追手町9番6号
愛知県	県民文化部 社会活動推進課	052-961-8100	名古屋市東区上笠杉町1ウィルあい いち2階(あい NPO 交流プラザ)
三重県	環境生活部 ダイバーシティ社会推進課	059-222-5981	津市羽所町700番地 アスト津 3階

都道府県	担当部署	電話番号	所在地
滋賀県	総合企画部 県民活動生活課 県民活動・協働推進室	077-528-3419	大津市京町四丁目1番1号
京都府	政策企画部 企画参事(中部担当・府民協働 担当)付	075-414-4210	京都市上京区下立売通新町西入藪 ノ内町
大阪府	府民文化部男女参画・府民協働課	06-6210-9320	大阪市中央区大手前 1 丁目 3 番 49 号 大阪府立男女共同参画・青 少年センター(ドーンセンター)3 階
兵庫県	企画県民部 県民生活課	078-362-9102	神戸市中央区下山手通5丁目 10 番1号
奈良県	くらし創造部 青少年・社会活動推進課	0742-27-8715	奈良市登大路町 30 番地 奈良県 庁主棟 1F
和歌山県	環境生活部 県民局 県民生活課 県民活動団体室	073-441-2053	和歌山市小松原通1丁目1番地
鳥取県	元気づくり総本部 元気づくり推進局 参画協働課	0857-26-7594	鳥取市東町一丁目220番地
島根県	環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室	0852-22-6099	松江市殿町1番地
岡山県	県民生活部 県民生活交通課 県民協働推進班	086-226-7247	岡山市北区内山下二丁目4番6号
広島県	環境県民局 県民活動課	082-513-2721	広島市中区基町 10 番 52 号
山口県	環境生活部 県民生活課	083-933-2614	山口市滝町1番1号
徳島県	県民環境部 県民環境政策課 共助社会推進担当	088-621-2023	徳島市万代町1丁目1番地
香川県	政策部 男女参画・県民活動課	087-832-3174	高松市番町四丁目1番10号
愛媛県	県民環境部 県民生活局 男女参画・県民協働課	089-912-2305	松山市一番町四丁目4番地2
高知県	文化生活スポーツ部 県民生活・男女共同参画課	088-823-9769	高知市丸ノ内1丁目2番20号
福岡県	人づくり・県民生活部 社会活動推進課 (NPO・ボランティアセンター)	092-631-4412	福岡市博多区吉塚本町13番50 号 福岡県吉塚合同庁舎5階
佐賀県	県民環境部 県民協働課	0952-25-7374	佐賀市城内一丁目1番59号
長崎県	県民生活部 県民協働課	095-895-2314	長崎市尾上町3-1
熊本県	環境生活部 県民生活局 男女参画・協働推進課	096-333-2286	熊本市中央区水前寺6丁目18番 1号
大分県	生活環境部 県民生活・男女共同参画課	097-534-2052	大分市東春日町1-1 NS 大分ビ ル1階
宮崎県	県民政策部 生活・協働・男女参画課	0985-26-7048	宮崎市橘通東2丁目10番1号
鹿児島県	かごしま県民交流センター 協働活動促進課	099-221-6605	鹿児島市山下町 14 番 50 号
沖縄県	子ども生活福祉部 消費・くらし安全課	098-866-2187	那覇市泉崎1丁目2番2号

◎ 指定都市の問い合わせ窓口

指定都市	担当部署	電話番号	所在地
札幌市	市民文化局 市民自治推進室 市民活動促進担当課	011-211-2964	札幌市中央区北1条西2丁目
仙台市	市民局 協働まちづくり推進部 市民協働推進課	022-214-1080	仙台市青葉区二日町1番23号二日町第四仮庁舎2階 (アーバンネット勾当台ビル)
さいたま市	市民局 市民生活部 市民協働推進課	048-813-6404	さいたま市浦和区東高砂町11番1号 コムナーレ9階
千葉市	市民局 市民自治推進部 市民自治推進課	043-245-5664	千葉市中央区千葉港1番1号
横浜市	市民局 市民協働推進部 市民活動支援課	045-227-7966	横浜市中区桜木町 1-1-56 みなとみらい21クリーンセンタービル7階
川崎市	市民文化局 コミュニティ推進部 市民活動推進課	044-200-2341	川崎市川崎区駅前本町 11 番地2 川崎フロンティアビル7階
相模原市	市民局 市民協働推進課	042-769-8226	相模原市中央区中央 2-11-15 市役所第2 別館4階
新潟市	市民生活部 市民協働課	025-226-1102	新潟市中央区学校町通1番町602番地1
静岡市	市民局 市民自治推進課	054-221-1372	静岡市葵区追手町5番1号
浜松市	市民部 市民協働・地域政策課	053-457-2094	浜松市中区元城町 103 番地の2
名古屋市	市民経済局 地域振興部 市民活動推進センター	052-228-8039	名古屋市中区栄三丁目18番1号ナディアパークデザインセンタービル6階
京都市	文化市民局 地域自治推進室 市民活動支援担当	075-222-4072	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
大阪市	市民局 総務部 NPO法人担当	06-6208-9864	大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号(大阪市役所地下1階)
堺市	市民人権局 市民生活部 市民協働課	072-228-7405	堺市堺区南瓦町3番1号
神戸市	市民参画推進局 市民協働課	(認証) 078-322-6837 (認定) 078-322-6836	神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館17階
岡山市	市民協働局 市民協働企画総務課	086-803-1061	岡山市北区大供一丁目1番1号
広島市	市民局 市民活動推進課	082-504-2746	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
北九州市	市民文化スポーツ局 地域・人づくり部 市民活動推進課	093-645-3101	北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 コムシティ3階
福岡市	市民局 コミュニティ推進部 市民公益活動推進課	092-711-4927	福岡市中央区天神1丁目8番1号
熊本市	市民局 市民生活部 地域活動推進課	096-328-2036	熊本市中央区手取本町1番1号

- (注意事項) ・ NPO 法人の所轄庁は、その主たる事務所が所在する都道府県の知事（その事務所が一の指定都市の区域内のみに所在する場合は当該指定都市の長）となります。
- ・ 各都道府県から各市町村へ事務が移譲されている場合があります。詳しくは各所轄庁へお問い合わせください。